

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、児童手当に関する事務における、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

公表日

令和6年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	【事務の概要】 児童手当法に基づき、中学生以下の児童の生計を維持し、監護・養育している者に対して、支給要件を審査し、児童手当(特例給付)を支給する。 なお、サービス検索・電子申請機能での書類の受入あり。 【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 認定請求及び各種届出の受理、審査並びに応答 ② 受給者情報の管理 ③ 手当の支給の管理
③システムの名称	① 児童手当システム ② 団体内統合宛名システム ③ 中間サーバー ④ サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8項 別表第二 74、75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条(74項関係)、第40条の2(75項関係) 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8項 別表第二 26、30、87、106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条(26項関係)、第44条(87項関係)、第53条(106項関係)、未制定あり(30項関係)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail: kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail: kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第7項 別表第二 74、75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条(74項関係)、第40条の2(75項関係) 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7項 別表第二 26、30、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条(26項関係)、第44条(87項関係)、未制定あり(30項関係)	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8項 別表第二 74、75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条(74項関係)、第40条の2(75項関係) 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8項 別表第二 26、30、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条(26項関係)、第44条(87項関係)、未制定あり(30項関係)	事後	評価の再実施
令和4年3月31日	II しきい値判断項目	令和3年1月1日	令和4年1月1日	事後	評価の再実施
令和5年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育て相談センター ②保健福祉・こども・子育て相談センター長	①市民環境部 市民課 ②市民課長	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育て相談センター 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail: soudan@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2901 ファックス:055-948-1169 E-mail: naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	伊豆の国市役所 市民福祉部 福祉事務所 保健福祉・こども・子育て相談センター 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail: soudan@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2901 ファックス:055-948-1169 E-mail: naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和4年4月1日組織改編に伴う変更
令和5年3月31日	II しきい値判断項目	令和4年1月1日	令和5年1月1日	事後	評価書の見直しの実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8項 別表第二 74、75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条(74項関係)、第40条の2(75項関係) 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第7項 別表第二 26、30、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条(26項関係)、第44条(87項関係)、未制定あり(30項関係)	【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8項 別表第二 74、75の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条(74項関係)、第40条の2(75項関係) 【情報提供の根拠】 ・番号法 第19条第8項 別表第二 26、30、87、106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条(26項関係)、第44条(87項関係)、第53条(106項関係)、未制定あり(30項関係)	事後	評価書の見直しの実施
令和6年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①市民環境部 市民課 ②市民課長	①健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 ②こども家庭課長	事後	令和5年4月1日組織改編に伴う変更
令和6年1月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2901 ファックス:055-948-1169 E-mail:naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和5年4月1日組織改編に伴う変更
令和6年1月31日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	伊豆の国市役所 市民環境部 市民課 郵便番号:410-2292 住所:静岡県伊豆の国市長岡340番地の1 電話:055-948-2901 ファックス:055-948-1169 E-mail:naga_simin@city.izunokuni.shizuoka.jp	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 こども家庭課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8008 ファックス:0558-76-8029 E-mail:kodomo@city.izunokuni.shizuoka.jp	事後	令和5年4月1日組織改編に伴う変更
令和6年1月31日	II しきい値判断項目	令和5年1月1日	令和6年1月1日	事後	評価書の見直しの実施